

令和8年度太宰府市地球温暖化対策推進補助金の手引き

1 補助の目的

太宰府市では、脱炭素社会の構築を目指し、再生可能エネルギーや次世代自動車の普及を図るため、戸建て住宅用再生可能エネルギー発電等設備（太陽光発電システム、蓄電池システム、家庭用燃料電池システム）を住宅に設置した人、次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット自動車）を購入した人を対象に、補助金を交付します。

先着順、予算の範囲内での受付となりますので、予算額に達した場合は、受付を終了します。

2 補助対象

1 補助対象および補助金額

	補助対象	補助金額
戸建住宅用再生可能エネルギー発電等設備	太陽光発電システム	出力1キロワットあたり 20,000円（上限100,000円）
	蓄電池システム	容量1キロワットアワーあたり 25,000円（上限100,000円）
	家庭用燃料電池システム（エネファーム）	100,000円
次世代自動車	電気自動車（EV）	100,000円
	燃料電池自動車（FCV）	100,000円
	プラグインハイブリット自動車（PHV・PHEV）	50,000円

2 補助対象の定義

(1) 戸建て住宅用再生可能エネルギー発電等設備

<太陽光発電システム>

太陽電池モジュールを利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備で、電力会社と系統連系するシステム

<蓄電池システム>

戸建住宅用太陽光発電システムと常時接続し、電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置で構成される設備で、電力を供給するために設置するシステム

<家庭用燃料電池システム（エネファーム）>

燃料となる水素ガスを都市ガスや LPG から生成し、空気中の酸素と反応させて電力を得るとともに、併せてその際に発生する熱を給湯などに利用するシステム。統一名称が「エネファーム」。

(2) 次世代自動車

<電気自動車（EV）>

搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない4輪以上の自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」であることが記載されているもの

<燃料電池自動車（FCV）>

搭載された燃料電池によって発電した電気によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない4輪以上の自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「圧縮水素」であることが記載されているもの

<プラグインハイブリット自動車（PHV・PHEV）>

搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な4輪以上の自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」であることが記載されているもの

3 補助対象者

- 1.市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている人（次世代自動車の補助を申請する人は太宰府市に1年以上継続して住民登録がなされている人）
- 2.市税を滞納していない人
- 3.補助を受けた対象設備および次世代自動車を適切に維持管理ができる人で2年間利用状況報告書を提出できる人

※補助金を申請する方は次の内容に承諾いただく必要があります。

- (1)住民情報を確認することへの同意(承諾できない場合は住民票を添付する必要があります。)
- (2)市税の滞納状況を確認することへの同意(承諾できない場合は市税の滞納のない証明を添付する必要があります。)
- (3)暴力団員による不当な行為の防止に関する法律の趣旨に則るため、警察に照会することへの同意（補助申請の条件となります。)

4 補助金予算額

令和8年度補助金予算合計・・・20,000,000円

- (1)戸建住宅用再生可能エネルギー発電等設備
- (2)次世代自動車

※先着順、予算の範囲内で受付

5 補助対象の要件

戸建住宅用再生可能エネルギー発電等設備
(太陽光発電システム・蓄電池システム・家庭用燃料電池システム(エネファーム))

申請者自らが居住する市内の戸建住宅(賃貸のための住宅は除く。)に戸建住宅用再生可能エネルギー発電等設備(太陽光発電システム、蓄電池システム、家庭用燃料電池システム(エネファーム))を設置するものであり、次のいずれにも該当する場合で、令和7年4月1日以降に契約し設置した設備が補助の対象になります。

◎太陽光発電システム

- (1) 低圧配電線と逆潮流ありで連系する系統連携型システム設備であるもの。
- (2) 居住する住宅で使用することを主な目的とするもの(全量売電は不可)。
- (3) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10キロワット未満のもの。
- (4) 未使用品であり、かつリース品でないこと

◎蓄電池システム

- (1) 太陽光発電システムと常時接続しているもの。
- (2) 未使用品であり、かつリース品でないこと

◎家庭用燃料電池システム(エネファーム)

- (1) 一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が公表する登録機器リストに登録されている製品であること。
- (2) 未使用品であり、かつリース品でないこと

※その他条件

- ・これまでに申請設備の補助金を受けていないこと(1世帯又は1つの住宅につき1回限り)
- ・申請者が設置工事を行ったものでないこと。
- ・太陽光発電システムが地面に直置きでないこと。

次世代自動車

(電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリット自動車)

次のいずれにも該当する場合で、令和7年4月1日以降に契約し購入した次世代自動車が補助の対象になります。

- (1)申請者は太宰府市に1年以上継続して住民登録がなされていること。
- (2)申請者の市内の住民登録地に使用の本拠を置いていること。
- (3)未使用の車両であり、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助の補助対象車両として登録されているものであること。
- (4)使用の本拠を市内に設定して初度登録していること。
- (5)申請車両は、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が「自家用」であること。
- (6)リース契約及び法人での申請でないこと。

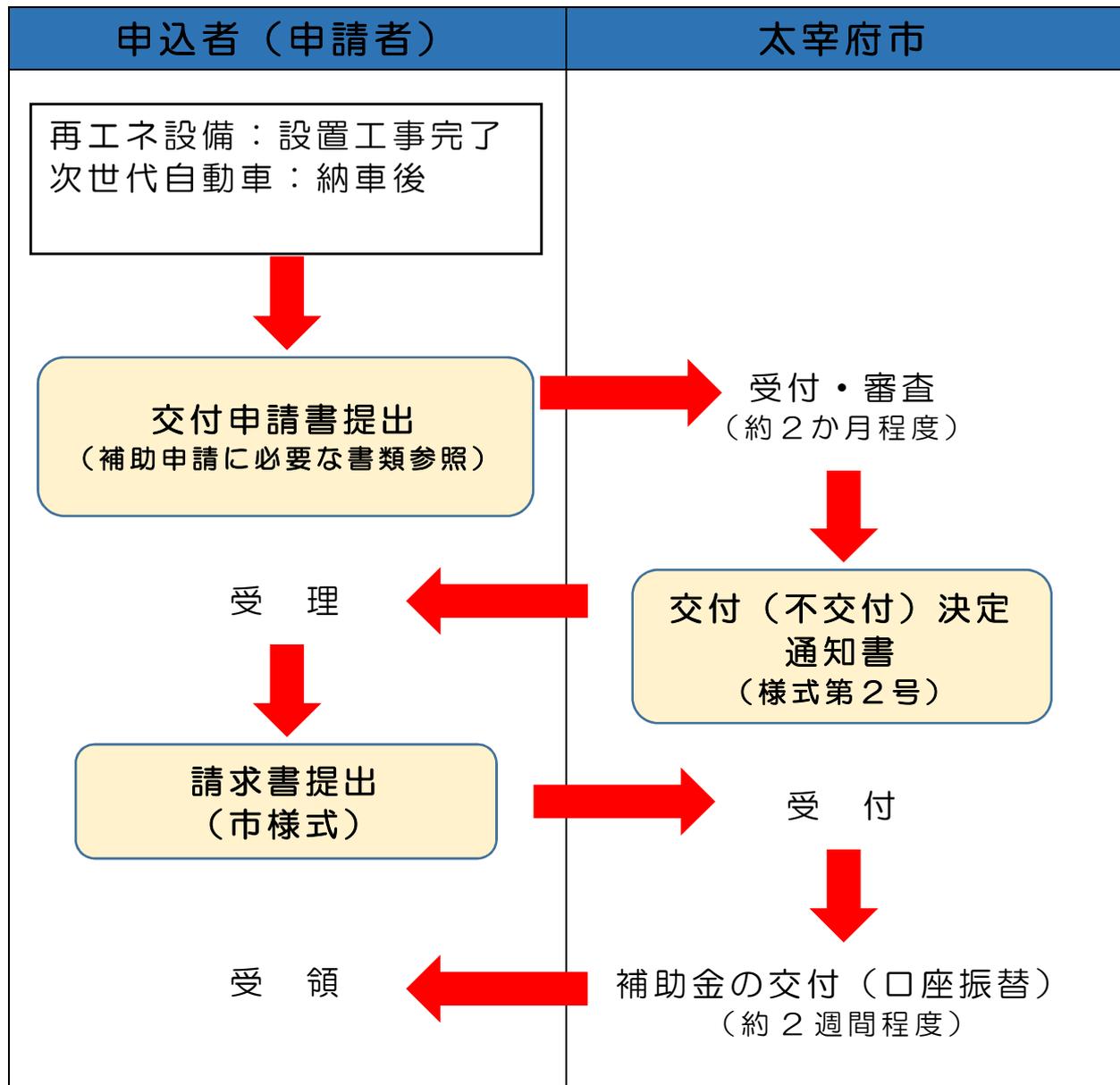
※輸入車の場合は、国土交通省による型式指定を受けている車両であること。

※申請は、同一年度内において、申請者1人につき1台まで。

※補助対象の次世代自動車は国の補助と併用し補助を受けることができます。

6 申請の手続き

(1) 申請スケジュール



(2) 受付期間

令和8年5月1日から令和9年2月26日まで

環境課窓口、郵送、電子メール（請求書は窓口または郵送）にて受付します。ただし、予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。

※なお、メールでのご申請につきましては、受領した旨市より返信するよう努めておりますが、万一反信がない場合は速やかにご連絡いただくようお願いいたします。

(3) 補助申請に必要な書類

補助対象	申請に必要な書類
戸建住宅用再生可能エネルギー発電等設備 太陽光発電システム 蓄電池システム 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	(1) 太宰府市地球温暖化対策推進補助金交付申請書
	(2) 申請書別紙（戸建住宅用再生可能エネルギー発電等設備用）
	(3) 設備の設置（購入を含む）に係る契約書の写し ※契約書に記載の工事場所が地番表記の場合は、住居表示確認のため「住居番号設定通知書」の写しを添付
	(4) 設備の設置及び納入場所を示す地図
	(5) 下記に示している写真 ① 太陽光発電システム ・ 設備が設置された住宅の全体 ・ パネルの枚数が分かるように撮影された太陽光発電システム全体 ・ パワーコンディショナー ・ 電力モニター ② 蓄電池システム ・ 設備が設置された住宅の全体 ・ 機器本体の設置状況 ・ 太陽光発電システムと接続が分かる部分 ・ 接続する太陽光発電システム ③ 家庭用燃料電池システム（エネファーム） ・ 設備が設置された住宅の全体 ・ 機器本体の設置状況
	(6) 仕様が分かるパンフレット等（メーカー、品番、製造番号、製造年月、太陽電池モジュールの型式および公称最大出力、蓄電容量の合計が分かるもの） ※例：製品パンフレット及び出力対比表の写し（太陽光） ※例：製品パンフレット及び出荷証明書の写し（蓄電池）
	(7) 設置費（購入費含む）に係る領収書の写し及び内訳書の写し
	(8) 余剰電力を電力会社に売電する場合は、電力会社と契約した電力受給契約書等の写し ※例：「電力需給契約のご案内」「系統連携に係る契約のご案内」等電力会社が発行した文書で、契約者名、住所等が分かる書類
	(9) 本人確認書類の写し ※免許証（住所変更がある場合は両面）の写しやマイナンバーカード（表面のみ）の写し

※その他必要な書類をお願いすることがあります。

補助対象	申請に必要な書類
次世代自動車 電気自動車（EV） 燃料電池自動車 （FCV） プラグインハイブリッド自動車 （PHV・PHEV）	(1) 太宰府市地球温暖化対策推進補助金交付申請書
	(2) 申請書別紙（次世代自動車用）
	(3) 車両の購入に係る契約書の写し
	(4) 車両の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項が記載された書類の写し
	(5) 車両の保管場所を示す地図
	(6) 車両及び車両の保管場所の写真
	(7) 仕様が分かるパンフレット等
	(8) 車両の購入費用に係る領収書及び内訳書の写し
	(9) 本人確認書類の写し ※免許証（住所変更がある場合は両面）の写しやマイナンバーカード（表面のみ）の写し

※その他必要な書類をお願いすることがあります。

7 手続の委任

太宰府市地球温暖化対策推進補助金交付申請書の手続の委任欄を記入された場合は、申請手続を代行することができます。その場合は、申請書類に関する質問や追加資料の提出依頼は代行者に連絡します。

手続代行を委任された場合でも、補助金の交付（不交付）決定通知書は申請者本人に送付しますので、補助金の請求は申請者にて手続をお願いします。

8 維持管理および使用状況報告

補助金を受けて導入した対象設備等は、適切な維持管理に努めていただきますようお願いいたします。また、補助金の確定通知を受け取った月の翌月から2年間は、対象設備等の運転に係る利用状況報告書（地球温暖化対策推進補助金利用状況報告）を太宰府市環境課が指定する日までに提出いただきます。なお、利用状況報告の様式は、補助金の交付決定通知書および市様式の補助金請求書に同封している用紙または市ホームページからダウンロードしたものとします。

問い合わせ 太宰府市 市民生活部 環境課 環境保全係

〒818-0198 太宰府市観世音寺一丁目1番1号

電話 092-921-2121（内線 307）

e-mail kankyou@city.dazaifu.lg.jp